

## 第一章 総則

第二章 土地ノ制限及砂防設備

第三章 砂防ニ関スル費用ノ負担、土地所有者

第四章 警察、監督及強制手続

第五章 補則

第六章 附則

## 第一章 総則

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防

設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限ス

ヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第三条 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ政令ノ定ム

ル所ニ從ヒ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ範囲外ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノニ準用

スルコトヲ得

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル防設備ニ關スルモノハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ第

二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ存

スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ（著

シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル）ニ準用ス

第五条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一

定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

第六条 砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利

益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一

ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ

前項ノ職權ヲ施行スルコトヲ得

第七条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ

依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及

其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ

施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

第八条 砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利

益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害關係一

ノ都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ国土交通大臣ハ

ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為

スコトヲ得

第九条 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ其ノ砂

設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共團体ノ行政事務

既ニ交付シタル金額ハ之ヲ還付セシメサルコトヲ得

第十条 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ其ノ砂

防設備ニ依ルノ限ニ在ラス

費用ハ本条ニ依ルノ負担割合トス

二対シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

本条ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職權ヲ直接施行スルコトヲ得

ノ権利義務並收入等

第七条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ノ行

政令ニ對シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

ル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス

前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第八条 他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルトキハ都道府県

知事ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ

トシ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

第九条 行政庁ハ砂防工事ノ請負ヲナスコトヲ得

第十条 砂防工事ノ請負ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 砂防ニ關スル費用ノ負担、土地所

ムル所ニ依リ砂防ノ台帳ヲ調製シ之ヲ保管スベシ

砂防ノ台帳ハ砂防指定地台帳及砂防設備台帳トス

第十三条 砂防ニ關スル費用ノ負担セシムルコトヲ得

第十四条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十五条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十六条 砂防工事ニシテ他ノ工事、作業其ノ他

ノ行為ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ

費用ハ工事ノ必要ヲ生スル程度ニ於テ其ノ原因

タル工事、作業其ノ他ノ行為ニ關スル費用ヲ負担セスル者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得

第十七条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十八条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十九条 砂防ニ關スル費用ノ負担セシムルコトヲ得

第二十条 公共團体ハ砂防ニ關スル費用ニ付キ私

人若ハ其ノ区域内ノ公共團体ニ補助ヲナスコトヲ得

第二十一条 公共團体ハ砂防ニ關スル費用ニ付キ

利害關係ノ厚薄ヲ標準シテ其ノ区域内ニ於テ

不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得

第二十二条 砂防工事ノ為必要ナルトキハ都道府

県知事ハ管内ノ土地若ハ森林ノ所有者ニ命シ補償金トシテ時価相当ノ金額ヲ下付シテ其ノ所在ノ

二係ル土石・砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給

第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシムルコトヲ得

設備ノ管理及維持ヲナシムルコトヲ得

ル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス

前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

セシム

都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十五条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十六条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十七条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十八条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十九条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第二十条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第二十一条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第二十二条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第二十三条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共團体ニ

砂防ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第二十四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ所有者若ハ關係人ハ行政庁若ハ其ノ

命ヲ受ケタル私人ニ於テ其ノ土地ニ砂防工事ヲ

施工シハ砂防設備ノ維持ヲナシムルコトヲ得

第二十五条 法律、命令若ハ許可認可ノ条件ニ違

背シタル工事、設備若ハ工作物ノ管理ニ因リ損

害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

川法第六十八条ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クル

モノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ

他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第二十四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ所有者若ハ關係人ハ行政庁若ハ其ノ

命ヲ受ケタル私人ニ於テ其ノ土地ニ砂防工事ヲ

施工シハ砂防設備ノ維持ヲナシムルコトヲ得

第二十五条 法律、命令若ハ許可認可ノ条件ニ違

背シタル工事、設備若ハ工作物ノ管理ニ因リ損

害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

川法第六十八条ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クル

モノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ

他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十七条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クル

モノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ

他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十八条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クル

モノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ

他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十九条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クル

モノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ

他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第二十条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クル

モノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ

他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第二十一条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クル

モノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ

他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第二十二条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ

都道府県内ノ公共團体ニ於テ著シク利益ヲ受クル

モノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府

ル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ

他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得





平成二年年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

### 附 則 (平成五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 この法律(第十二条及び第二十条の規定を除く。)による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(平成四

年以前の年度における事務又は事業の実施に

以下この項において同じ。)又は補助(平成四

(砂防法の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十五条 施行日前に第四百条の規定による改正前の砂防法(以下この条において「旧砂防法」という。)第六条第二項又は第七条の規定によりされた命令は、それぞれ第四百条の規定による改正後の砂防法(以下この条において「新砂防法」という。)第六条第二項又は第七条の規定によりされた指示とみなす。

2 新砂防法第十一条ノ二に規定する砂防ノ台帳に相当するものとして建設省令で定める砂防の台帳であつてこの法律の施行の際現に調製し、保管しているものに関する新砂防法の規定の適用については、当該砂防の台帳を同条の規定により調製し、保管する砂防ノ台帳とみなす。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他の公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に

該各号に定める日から施行する。

第一号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第六号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第七号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第八号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第九号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十一号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十二号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十三号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十四号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十五号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十六号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十七号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十八号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第十九号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十一号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十二号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十三号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十四号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十五号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十六号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十七号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十八号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十九号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十一号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十二号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十三号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十四号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十五号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十六号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十七号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十八号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第三十九号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十一号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十二号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十三号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十四号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十五号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十六号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十七号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十八号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第四十九号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十一号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十二号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十三号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十四号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十五号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十六号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十七号

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第五十八号

## (経過措置)

**第二条** 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担

(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十一年度以後の年度に支出される國の負担、平成二十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以後の年度に支出すべきものとされた國の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担で平成二十二年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

**第一次に掲げる法律の規定**

平成二十一年度の予算に係る國の負担(平成二十一年度以前の

年度における事務又は事業の実施により平成二十一年度に支出される國の負担及び平成二十一年度以前の年度の國庫債務負担行為に基

づき平成二十一年度に支出すべきものとされ

た國の負担を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される國の負担、平成二十二

年度の國庫債務負担行為に基づき平成二十三

年度以後の年度に支出すべきものとされる國

の負担及び平成二十二年度の歳出予算に係る國の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り

越されるもの

イ 砂防法第四十九条の規定により読み替え

て適用する同法第十四条第二項

二 略

第三次に掲げる法律の規定 平成二十三年度以降の年度の予算に係る國の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される國の負担及び平成二十二年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担を除く。)

イ 砂防法第十四条第二項

(政令への委任)

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八

号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日